

発電用原子炉設置変更許可申請書（使用済燃料の処分の方法）の記載内容

※今回の変更箇所は、下線部分。

※なお、今回の申請書の記載内容は、女川原子力発電所 1 号機、女川原子力発電所 2 ・ 3 号機、東通原子力発電所 1 号機ともに同様（記載の日付を除く）。

女川原子力発電所 1 号炉

現行の記載内容	今回の申請書の記載内容
使用済燃料は、国内の再処理事業者、又はわが国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者である British Nuclear Fuels plc 及び Compagnie Généralé des Matières Nucléaires において再処理を行うこととするが、国内における再処理施設の能力に余力がある場合には、国内の再処理事業者に優先的に委託することとし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理する。 再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。 ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとする。 海外において、再処理を行う場合には、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとし、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。	使用済燃料は、 <u>原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、</u> 再処理されるまでの間、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。 <u>ただし、使用済燃料再処理等積立金が使用済燃料再処理機構に引き渡されるまでの間は、平成 1 2 年 3 月 3 0 日付けで許可を受けた記載を適用する。</u> <u>海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。</u> <u>海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</u> また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。

女川原子力発電所 2 ・ 3 号炉

現行の記載内容	今回の申請書の記載内容
使用済燃料は、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理する。 再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。 ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとする。 海外において、再処理を行う場合には、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。 また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。	使用済燃料は、 <u>原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、</u> 再処理されるまでの間、 <u>使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</u> <u>ただし、使用済燃料再処理等積立金が使用済燃料再処理機構に引き渡されるまでの間は、平成 1 2 年 3 月 3 0 日付けで許可を受けた記載を適用する。</u> <u>海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。</u> <u>海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</u> また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。

東通原子力発電所 1 号炉

現行の記載内容	今回の申請書の記載内容
使用済燃料は、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理する。 再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。 ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとする。 海外において、再処理を行う場合には、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。 また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。	使用済燃料は、 <u>原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、</u> 再処理されるまでの間、 <u>使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</u> <u>ただし、使用済燃料再処理等積立金が使用済燃料再処理機構に引き渡されるまでの間は、平成 1 3 年 9 月 1 0 日付けで許可を受けた記載を適用する。</u> <u>海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。</u> <u>海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</u> また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。